

## 第6章

# 保険と税金

第1節	保険料の支払いと税金	177
第2節	生命保険の保険金と税金	181
第3節	損害保険の保険金と税金	186

## 第1節 保険料の支払いと税金

### 1 生命保険料控除

生命保険料控除とは、その年の1月1日から12月31日までの1年間に支払った保険料から算定される、所得税や住民税を計算するときに所得から控除できるものです。

生命保険料控除には、一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の3種類が存在します。

### 2 生命保険料控除額（平成24年1月1日以降に締結した契約）

生命保険料控除額は、年間に支払う保険料額によって異なります。一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除のいずれも速算表に基づいて計算します。

所得税の場合、年間の保険料の支払額が80,000円を超えると、最高額の40,000円控除となります（住民税の場合、年間の保険料の支払額が56,000円を超えると、最高額の28,000円控除となります）。なお、保険料を一時払いした場合には、支払った年だけが保険料控除の対象となります。

#### <平成24年1月1日以降に締結した保険契約の保険料控除額>

	年間正味払込保険料	控除額
所得税	20,000円以下	払込保険料の全額
	20,000円超 40,000円以下	払込保険料×1/2+10,000円
	40,000円超 80,000円以下	払込保険料×1/4+20,000円
	80,000円超	40,000円
住民税	12,000円以下	払込保険料の全額
	12,000円超 32,000円以下	払込保険料×1/2+6,000円
	32,000円超 56,000円以下	払込保険料×1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円

※年間正味払込保険料とは、支払った保険料から受け取った配当金などを差し引いた金額が該当します

※一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の適用をそれぞれ受ける場合には、3つをあわせて所得税12万円、住民税7万円が控除の上限額となります

ます

※平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険について、身体の傷害のみに起因して保険金が支払われる傷害特約や災害割増特約などの保険料は、生命保険料控除の対象になりません

#### <平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約の保険料控除額>

	年間正味払込保険料	控除額
所得税	25,000 円以下	払込保険料の全額
	25,000 円超 50,000 円以下	払込保険料×1/2+12,500 円
	50,000 円超 100,000 円以下	払込保険料×1/4+25,000 円
	100,000 円超	50,000 円
住民税	15,000 円以下	払込保険料の全額
	15,000 円超 40,000 円以下	払込保険料×1/2+7,500 円
	40,000 円超 70,000 円以下	払込保険料×1/4+17,500 円
	70,000 円超	35,000 円

※年間正味払込保険料とは、支払った保険料から受け取った配当金などを差し引いた金額が該当します

※一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除の適用をそれぞれ受ける場合には、2つをあわせて所得税 10 万円、住民税 7 万円が控除の上限額となります

※平成 23 年 12 月 31 日までに締結した契約については、変更等がない限り、平成 24 年分以降の所得控除額も上記の表によって計算します

### 3 保険料控除の対象となる契約

各保険料控除の対象となる保険契約は以下のとおりです。

#### <保険料控除の対象となる契約>

一般の生命保険料控除	●保険金受取人が契約者本人、配偶者、その他の親族であること ※生命保険などが該当します
個人年金保険料控除	●年金受取人が契約者もしくは配偶者であること

	●保険料払込期間が 10 年以上あり、年金受取開始期間が 60 歳以上、受取期間が 10 年以上あること
介護医療保険料控除	●保険金受取人が契約者本人か配偶者、その他の親族であること ※平成 24 年 1 月 1 日以後に契約した介護保険や医療保険等に 限ります

▼試験にはこう出題された！

●生命保険料控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

(2019年1月 学科)

1. 変額個人年金保険の保険料は、個人年金保険料控除の対象となる。
2. 平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約に付加された傷害特約の保険料は、一般の生命保険料控除の対象となる。
3. 平成23年12月31日以前に締結した定期保険特約付終身保険の定期保険特約部分を平成24年1月1日以後に更新した場合、生命保険料控除においては平成24年1月1日以後に新規に締結した保険契約と同様の取扱いとなる。
4. 保険料の未払いにより自動振替貸付となった場合、それによって立て替えられた金額は、貸し付けられた年の生命保険料控除の対象とはならず、返済した年の生命保険料控除の対象となる。

→ 3

●生命保険料控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

(2018年9月 学科)

1. 変額個人年金保険の保険料は、「個人年金保険料控除」の対象とはならず、「一般の生命保険料控除」の対象となる。
2. 平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約に付加された傷害特約の保険料は、「一般の生命保険料控除」の対象となる。
3. 平成23年12月31日以前に締結した医療保険契約を平成24年1月1日以後に更新した場合、更新後の保険料は「介護医療保険料控除」の対象となる。
4. 平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約の保険料に係る「一般の生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険料控除」は、所得税では各4万円を限度に控除される。

→ 2

#### 4 地震保険料控除

地震保険料控除は、契約者本人または本人と生計を一にする配偶者、その他の親族が所有する居住用家屋または生活用動産を保険の目的とする地震保険の保険料を支払った場合に適用されます。

地震保険料の控除額は、所得税については**支払った保険料の全額**（上限 50,000 円）で、住民税は**支払った保険料の半額**（上限 25,000 円）となります。

##### <地震保険料控除額>

所得税	払込保険料の全額（最高 50,000 円）
住民税	払込保険料×1/2（最高 25,000 円）

※数年分の保険料を一時払いとして支払った場合には、一時払いで支払った金額をその年数で割った金額が、その年の控除対象額となります

##### ▼試験にはこう出題された！

●地震保険料控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

(2018年1月 学科)

1. 所定の要件を満たした長期損害保険契約に係る保険料は、所得税において最高 15,000円の地震保険料控除の適用を受けることができる。
2. 店舗併用住宅を補償の対象とする地震保険の保険料は、その総床面積の50%が居住用である場合、所得税においてその全額が地震保険料控除の対象となる。
3. 5年分の地震保険の保険料を一括で支払った場合、所得税においてその全額が支払った年の地震保険料控除の対象となり、翌年以降は地震保険料控除の対象とならない。
4. 地震保険料控除の控除限度額は、所得税において50,000円であり、年間支払保険料の2分の1の金額が控除される。

→ 1

## 第 2 節 生命保険の保険金と税金

### 1 死亡保険金を受け取った場合の課税内容

個人が受け取る死亡保険金は、保険契約者・被保険者・保険金受取人の関係により相続税、所得税・住民税、贈与税のいずれかの課税対象となります。

#### <死亡保険金の課税関係>

契約者	被保険者	保険金受取人	税金の種類	
A	A	B (相続人)	相続税	●非課税枠あり 法定相続人の数×500万円
A	A	Z (相続人以外)		●非課税枠なし
A	B	A	所得税 住民税	●一時所得として課税 (死亡保険金－正味払込保険料 －特別控除額 50万円) ×1/2
A	B	C	贈与税	●死亡保険金 －基礎控除 110万円

#### (1) 相続税がかかる場合

契約者と被保険者が同一人物で、保険金受取人が異なる場合に受け取る死亡保険金は**相続税**の対象となります。

なお、保険金受取人が相続人である場合に限り、“500万円×法定相続人の数”に相当する非課税枠が設けられていることから、この式で算定される金額までは相続税の対象となりません。

#### (2) 所得税・住民税がかかる場合

契約者と保険金受取人が同一人物で、被保険者が異なる場合に受け取れる死亡保険金は、一時所得として**所得税・住民税**の課税対象となります。

#### <生命保険における一時所得の計算式>

一時所得 = (死亡保険金－正味払込保険料)－特別控除額 (最高 50万円)
--

※総所得金額に算入する際には、一時所得金額に2分の1を乗じた金額とします

### (3) 贈与税がかかる場合

契約者、被保険者、保険金受取人がすべて異なる場合に受け取れる死亡保険金は、贈与税の課税対象となります。

#### <贈与税の課税対象額>

贈与税課税対象額＝死亡保険金－基礎控除 110 万円
----------------------------

## 2 満期保険金・解約返戻金を受け取った場合の課税内容

個人が受け取る満期保険金や解約返戻金は、保険契約者・保険金受取人の関係により所得税・住民税、贈与税のいずれかの課税対象となります。この場合、被保険者が誰であろうが、契約者と保険金受取人の関係のみで課税関係が決定されます。

#### <満期保険金・解約返戻金の課税関係>

契約者	被保険者	保険金受取人	税金の種類
A	—	A	所得税・住民税
A	—	B	贈与税

### (1) 所得税・住民税がかかる場合

契約者と保険金受取人が同一人物の場合に受け取れる満期保険金・解約返戻金は、一時所得として所得税・住民税の課税対象となります。

### (2) 贈与税がかかる場合

契約者と保険金受取人が異なる場合に受け取れる満期保険金・解約返戻金は、贈与税の課税対象となります。

なお、保険期間5年以下の一時払養老保険の満期保険金は、金融類似商品の扱いとなり、支払った保険料と受け取った保険金の差額に対して一律20.315%（所得税15%＋復興特別所得税0.315%＋住民税5%）が源泉分離課税の対象となります。

また、個人年金保険を契約後5年超で解約した場合に受け取った解約返戻金は、契約者の一時所得として課税対象となります。契約後5年以内に解約した場合には、解約返戻金は源泉分離課税20.315%（所得税15%＋復興特別所得税0.315%＋住民税5%）課税の対象となります。

### 3 個人年金を受け取った場合の課税内容

個人年金を受け取る場合には、**雑所得**として**所得税・住民税**の課税対象となります。また、保険契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取開始時に**贈与税**がかかります。その後、年金受給時には年金受取人に対して、**所得税・住民税**がかかることとなります。

#### (1) 年金受取開始前

年金受取開始前には、解約した場合の解約返戻金として、または被保険者が死亡した場合の死亡給付金として受け取るケースが考えられます。

いずれの場合も、一般の生命保険と同様に、契約者・被保険者・受取人の関係によって、**相続税・所得税・贈与税**のいずれかの課税対象となります。

#### (2) 年金受取開始後

個人年金を受け取る場合には、**雑所得**として**所得税・住民税**の課税対象となります。また、保険契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取開始時に**贈与税**がかかります。その後、年金受給時には年金受取人に対して、**所得税・住民税**がかかることとなります。

#### <年金受取開始後の課税関係>

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	A	所得税・住民税（雑所得）
A	B	B	（年金受給権に対して）贈与税

年金受給権の評価額は、以下のうちいずれか多い金額となります。

- ① その時点の解約返戻金額
- ② 一時金で受け取ることができる場合は、その一時金相当額
- ③ 1年間に受けるべき年金額×その契約の予定利率による複利年金現価率

### 4 給付金を受け取った場合の課税内容

入院給付金、手術給付金、通院給付金などの給付金を被保険者本人またはその配偶者、直系血族あるいは生計を一にするその他の親族が受け取った場合には**非課税**となります。

また、特定疾病保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約により受け取った生

前給付金も**非課税**となります。ただし、これらの生存給付金を受け取ったあと、被保険者が死亡し、受け取った保険金が現金等として残っている場合には、相続税の課税対象となります（生命保険金の非課税枠の適用はありません）。

## 5 配当金と税金

保険における配当金は、利差益・費差益・死差益の3利源から発生した剰余金をもとに支払われるものであり、保険料の余りを契約者に返すという性質のものであることから、**非課税**となります。

### ▼試験にはこう出題された！

- 生命保険の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれも契約者（＝保険料負担者）および保険金・給付金等の受取人は個人であるものとする。（2019年1月 学科）
1. 契約者と被保険者が同一人である医療保険において、被保険者が疾病のため入院治療をしたことにより受け取る入院給付金は、一時所得として課税対象となる。
  2. 契約者と満期保険金受取人が同一人である保険期間10年の養老保険において、一時金で受け取る満期保険金は、一時所得として課税対象となる。
  3. 契約者と死亡保険金受取人が同一人であり被保険者が異なる終身保険において、被保険者の死亡により一時金で受け取る死亡保険金は、一時所得として課税対象となる。
  4. 一時払終身保険を契約から5年以内に解約して契約者が受け取る解約返戻金は、一時所得として課税対象となる。

→1

●生命保険の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれも契約者（＝保険料負担者）ならびに保険金、年金および給付金の受取人は個人であるものとする。（2018年5月 学科）

1. 被保険者が受け取る入院給付金や通院給付金、高度障害保険金は、非課税となる。
2. 契約者と保険金受取人が同一人であり、被保険者が異なる保険契約において、被保険者が死亡して保険金受取人が受け取る死亡保険金は、相続税の課税対象となる。
3. 契約者と満期保険金受取人が同一人である保険期間10年の養老保険契約において、一時金で受け取る満期保険金は、一時所得として課税対象となる。
4. 契約者、被保険者および年金受取人が同一人である保証期間付終身年金保険契約において、保証期間内に被保険者が死亡し、残りの保証期間について相続人等が受け取る年金の年金受給権は、相続税の課税対象となる。

→ 2

●個人年金保険の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、契約者（＝保険料負担者）、被保険者および年金受取人は同一人の個人であるものとする。（2017年9月 学科）

1. 保険料払込期間が10年以上あることなどの条件を満たし「個人年金保険料税制適格特約」を付加した生命保険契約の保険料は、個人年金保険料控除の対象となる。
2. 個人年金保険において、毎年受け取る年金は一時所得として所得税の課税対象となる。
3. 個人年金保険の被保険者が年金受取開始前に死亡して、死亡給付金が法定相続人である遺族に支払われた場合、死亡給付金は相続税の課税対象となり、死亡保険金の非課税金額の規定が適用される。
4. 保証期間付終身年金保険において、保証期間中に被保険者が死亡したために、残りの保証期間について遺族が受け取る年金の受給権は、相続税の課税対象となる。

→ 2

### 第3節 損害保険の保険金と税金

#### 1 損害保険の保険金と税金

損害保険は実損払いであり、原則として**非課税**となります。

ただし、傷害保険などの死亡保険金については、生命保険金と同様、契約形態によって課税関係が相続税、所得税・住民税、贈与税のいずれかとなります。

契約者が保険金受取人となる満期返戻金は一時所得となり、所得税・住民税の課税対象となります。いずれも生命保険と同様の取り扱いとなります。

#### ▼試験にはこう出題された！

●契約者（＝保険料負担者）を個人とする損害保険の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。（2019年1月 学科）

1. 配偶者が不慮の事故で死亡したことにより契約者が受け取る家族傷害保険の死亡保険金は、相続税の課税対象となる。
2. 自宅が火災で焼失したことにより契約者が受け取る火災保険の保険金は、非課税となる。
3. 契約者が受け取る年金払積立傷害保険の年金は、雑所得として課税対象となる。
4. 契約者が一時金で受け取る積立普通傷害保険の満期返戻金は、一時所得として課税対象となる。 → 1

●契約者（＝保険料負担者）を個人とする損害保険の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。（2018年9月 学科）

1. 家財を保険の対象とする火災保険に地震保険を付帯して契約した場合、火災保険料と地震保険料の合計額が地震保険料控除の対象となる。
2. 平成24年1月1日以降に締結した保険期間1年の所得補償保険の保険料は、介護医療保険料として生命保険料控除の対象となる。
3. 契約者本人を被保険者とする普通傷害保険において、事故による傷害で被保険者が死亡し当該被保険者の配偶者が受け取った死亡保険金は相続税の課税対象となる。
4. 自動車を運転中に交通事故でケガを負って入院し、自動車保険の人身傷害補償保険から被保険者が受け取った保険金は、その全額が非課税である。 → 1